

○財務省告示第三百六十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年十月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十一月六日

財務大臣 藤井 裕久

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第八十六

回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政

三 振替法の適用等 特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替

四 発行方法 機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」という。）、「価格競争入札」と同時に「価格競争入札」で行われる入札であって、価格競争入札において定められた

利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格





十 十  
一 一  
発

入 価 発  
札 格 行 行  
発 競 価  
行 争 格 日

口

十 十  
三 二

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非  
払 過 行 争 非 者 特 国 発 競  
込 利 入 価 ・ 別 債 行 争  
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入

の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金  
の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と  
す る 。

平 成 二 十 一 年 十 月 二 十 日

額 格 十 額  
面 八 面  
金 錢 金  
額 額  
百 以 上 百 円 に つ き 九 十 九 円 九  
円 の そ れ ぞ れ の 応 募 価  
に つ き 百 円 二 銭

(一) 年 ○ ・ 六 パーセント  
は 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算  
式 に よ り 規 定 す る 日 金 額 を 第 二  
十 号 の 規 定 す る 日 に 払 い 込  
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6 \times 30}{100 \times 365}$$

(二) 発 行 時 に お い て 、 そ の 利 子  
に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ  
る も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の  
口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も  
の に つ い て は 、 前 記 (一) の 算 式  
に よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該  
金 額 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金

十四 初期利子

十五 第二期利子以後

十六 償還金額  
十七 償還金額  
十八 元利支  
十九 払場所  
二十 入札参加者  
二十 払込期日

額（ただし、当該国債を發行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合は、前記（一）の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成二十二年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月に属する利子を支払う。平成二十二年九月二十日額面金額百円につき百円日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者  
平成二十一年十月二十日